

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領

〔 制定
19 企 第 101 号
平成 19 年 8 月 1 日
農林水産省大臣官房長通知 〕

改正 平成20年4月1日 19 企 第 275 号
改正 平成20年7月31日 20 企 第 85 号
改正 平成20年10月16日 20農振第1275号
改正 平成21年4月1日 20農振第2311号
改正 平成21年5月29日 21農振第 493 号
改正 平成21年8月14日 21農振第1072号
改正 平成22年4月1日 21農振第2433号
改正 平成23年4月1日 22農振第2253号
改正 平成23年11月21日 23農振第1921号
改正 平成24年4月6日 23農振第2689号
最終改正 平成25年2月26日 24農振第2129号

第1 趣旨

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の実施については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付対象事業

実施要綱第3の1の（2）の農村振興局長が別に定める場合とは、社会情勢の変化等緊急に対応する必要がある事案が生じた場合とし、必要に応じ、別に定めるところにより実施要綱別表に掲げる事業を実施することができるものとする。

2 事業メニューごとの事業実施主体、要件及び交付額算定交付率

実施要綱別表の事業実施主体及び交付額算定交付率の欄中農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める事業実施主体及び交付額算定交付率並びに事業メニューごとの要件については、別表のとおりとする。

第3 実施期間

1 実施要綱第3の3の農村振興局長が別に定める場合とは、基盤整備等3年以

上に及ぶ交付対象事業の実施、社会情勢の変化や災害等不測の事態の発生による期間延長等を考慮し、5年間を限度として実施することができるものとする。

- 2 実施要綱第3の3の実施期間の計算は、年度単位で計算するものとし、実施要綱第4の2の交付対象計画の決定がされた年度の3月末をもって最初の年度が経過したものとみなす。

第4 活性化計画の添付書類等

1 交付対象事業別概要及び事前点検シート

- (1) 実施要綱第4の1の(1)の規定による交付対象事業別概要は、活性化計画が単なる交付対象事業の実施を目的とするものではなく、地域の創意工夫を活かし、関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎として、交付対象事業の実施を契機とした地域の活性化を目指すことを踏まえ、次に掲げる事項を定めるものとし、第11の1の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要(参考様式1)により作成するものとする。

ア 活性化計画の目標のうち交付対象事業及び関連事業(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則(平成19年農林水産省令第65号)第2条第3号の事業をいう。)により達成される目標(以下「事業活用活性化計画目標」という。)

イ 事業活用活性化計画目標設定の考え方

ウ 交付対象事業の内容

エ その他必要な事項

- (2) (1)のアの事業活用活性化計画目標は、別紙に定める項目のうち、一つ以上のものを設定しなければならない。

- (3) 実施要綱第4の1の(1)の規定による事前点検シートは、活性化計画の内容及び交付対象事業の適切性について、計画主体自ら点検の上、第11の2の事前点検シート(参考様式2)により作成するものとする。

2 公表

実施要綱第4の1の(3)の計画主体による公表は、関係都道府県又は市町村での縦覧、インターネットのウェブサイト又は広報誌への掲載等により行うものとする。

3 活性化計画及び添付書類の審査基準

実施要綱第4の2の農林水産大臣が行う活性化計画及び添付書類の内容の審査は、以下の基準により行うものとする。

- (1) 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標が、適切に設定されていること。
- (2) 交付対象事業の総合的な実施が、活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の達成に資すると認められること。

4 交付対象計画の決定

- (1) 実施要綱第4の2の農林水産大臣が行う交付金の交付対象となる活性化計画の決定は、3の審査基準を満たしているもののうち、別に定めるところにより、活性化計画ごとに事業活用活性化計画目標の水準等に応じ順位付けをし、当該年度の予算の範囲内で交付対象となる活性化計画の決定を行い、その旨を計画主体に対して通知するものとする。
- (2) (1)の交付対象となる活性化計画の決定の通知を受けた計画主体は、遅滞なく、都道府県にあっては関係市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）に、市町村（都道府県と共同して当該活性化計画を作成した市町村を除く。）にあっては都道府県に、その旨を通知するものとする。

5 活性化計画及び交付対象事業別概要の変更

実施要綱第4の3の重要な変更とは、活性化計画の区域の変更、活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の変更、廃止及び追加（活性化計画の目標にあっては、事業活用活性化計画目標の変更等を伴わない場合を除く。）並びに交付限度額（実施要綱第6の2の交付金の額の限度をいう。以下同じ。）の増加とする。

第5 年度別事業実施計画

実施要綱第5の1の年度別事業実施計画は、第11の3の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画（参考様式3）により、交付対象事業の実施期間の間、各年度の前年度の2月15日までに提出するものとする。

第6 助成

1 経費の配分及び調整

計画主体は、交付限度額の範囲内で、交付対象事業別概要に掲げられた交付対象事業間で、経費の配分及び調整を行うことができるものとする。

2 創意工夫発揮事業

- (1) 実施要綱別表事業名の欄中創意工夫発揮事業は、同表（1）から（4）に掲げられた事業と一体となって活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の達成に真に必要な事業とするものとする。
- (2) 創意工夫発揮事業に係る交付限度額は、活性化計画に係る交付限度額の2割を上限とするものとする。

3 農山漁村活性化施設整備附帯事業

- (1) 実施要綱別表事業名の欄中農山漁村活性化施設整備附帯事業は、同表（1）から（4）に掲げられた事業（別表の1の事業名の欄に掲げる遊休農地解消支援に係るものを除く。）及び創意工夫発揮事業の効率的かつ円滑な実施を図

るために必要となる企画、調整及び調査活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等に必要な事務とするものとする。

- (2) 農山漁村活性化施設整備附帯事業に係る交付限度額は、活性化計画に係る交付限度額（別表の1の事業名の欄に掲げる遊休農地解消支援に係る額を除く。）の1割を上限とするものとする。

第7 事業実施後の措置

実施要綱第7の低調である場合とは、施設等の利用計画に対する利用実績等が70%未満であるものとする。

第8 事後評価等

1 事後評価

実施要綱第8の1の(2)の評価の報告は、第11の5の事業活用活性化計画目標評価報告書（参考様式5）により、活性化計画の計画期間が終了した年度の翌年度の9月末までに行うものとする。

2 中間点検

4年間以上の期間が設定された活性化計画については、計画期間の3年度目の年度末に事業活用活性化計画目標の達成状況の中間点検を行うよう努めるものとする。

3 改善計画

- (1) 実施要綱第8の2の(1)の目標の達成状況が低調である場合とは、事業活用活性化計画目標の達成率が70%未満であるものとする。
- (2) 実施要綱第8の2の(4)の目標の達成が見込まれない計画主体とは、事業活用活性化計画目標の達成率が50%未満である場合をいうものとする。
- (3) 実施要綱第8の2の(4)の重点的な指導、助言等によっても事業活用活性化計画目標の達成に向けた改善がみられない計画主体については、農林水産大臣は、改善が見込まれるまでの間、当該計画主体の他の活性化計画に対する交付金の交付を見合わせるものとする（自然災害又は経済的・社会的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。）。

4 公表

実施要綱第8の1の(1)の評価結果及び同要綱第8の2の(1)の改善計画の公表は、第4の2と同様の方法により行うものとする。

第9 国の推進体制等

実施要綱第9の2の国における総合的な推進体制を整備するために、地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局は、本交付金の効率的かつ効果的な実施に関する助言その他必要な援助に対応するための体制を確立するものとする。

第 1 0 交付金交付決定前の着工

- 1 交付対象事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として、国からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定の前に着工する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した第 1 1 の 6 の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付決定前着工届（参考様式 6。以下「交付決定前着工届」という。）をあらかじめ事業実施主体（計画主体である事業実施主体を除く。）から計画主体あてに提出するものとする。
- 2 1 により提出を受けた計画主体（都道府県又は市町村が共同して活性化計画を作成している場合はそのいずれかの都道府県又は市町村）又は計画主体である事業実施主体は、交付金交付決定前に着工を行う必要性を検討の上、当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に交付決定前着工届を提出するものとする。

第 1 1 計画書等の様式

次に掲げる計画書等の様式は、次のとおりとする。

- 1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要（参考様式 1）
- 2 事前点検シート（参考様式 2）
- 3 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画（参考様式 3）
- 4 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金完了報告書（参考様式 4）
- 5 事業活用活性化計画目標評価報告書（参考様式 5）
- 6 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付決定前着工届（参考様式 6）

附 則

この通知は、平成19年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成20年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成20年10月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成21年 5 月29日から施行する。

附 則

この通知は、平成21年 8 月14日から施行する。

附 則

この通知は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成23年11月21日から施行する。

附 則

この通知は、平成24年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年 2 月26日から施行する。

(別紙)

事業活用活性化計画目標について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の第4の1の(2)の事業活用活性化計画目標の項目は以下のとおりとする。

- ・ 定住人口の確保
- ・ 交流人口の増加
- ・ 滞在者数及び宿泊者数の増加
- ・ 地域産物の販売額の増加
- ・ 地域産物の販売量の増加
- ・ 定住等の促進に資する遊休農地の解消
- ・ 定住等の促進に資する担い手への農地利用集積
- ・ 定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保
- ・ 定住等の促進に資する基盤整備の円滑化
- ・ 定住等の促進に資する農用地の集団化
- ・ 農山漁村景観を活かした取組の増加
- ・ 自然環境の保全・再生に向けた取組の増加
- ・ 定住者又は来訪者の安全確保

(実施要領) 別 表

1 事業メニューごとの実施要件

事業名	事業メニュー	要件類別							
(1) 生産基盤及び施設の整備 (法第5条第2項第2号イ)									
基盤整備	①農業用排水施設	6							
	②農業用道路	6							
	③暗きょ排水	6							
	④客土	6							
	⑤区画整理	6							
	⑥農地造成	6							
	⑦交換分合	6							
	⑧農用地保全	6							
	⑨土地改良施設保全	7							
	⑩農業集落道	4	7	1 1	2 2	2 3			
	⑪連絡農道	1 3	2 1						
	⑫農業経営高度化等支援	8							
	⑬地形図作成	9							
	⑭農用地等集団化	1 0							
	⑮林道・作業道	1 5							
生産機械施設	⑯新規作物導入支援施設	1 4	3 3						
	⑰育苗施設	1 4	3 3						
	⑱農林水産物運搬施設	1 4	3 3						
	⑲営農飲雑用水施設	7	1 4	3 3					
	⑳高生産性農業用機械施設	1 2	1 4	3 0	3 3				
	㉑農業経営改善安定機械施設	1 4	3 3						
	㉒農林業基盤整備用機械	5	1 4	3 3					
	㉓林業機械施設	1 6	3 3						
	㉔特用林産物生産施設	1 6	3 3						
処理加工・集出荷貯蔵施設	㉕種苗生産・蓄養殖施設	1 7	3 3						
	㉖農林水産物処理加工施設	1 2	1 4	3 0	3 3				
	㉗乾燥調製貯蔵施設	1 4	3 0	3 3					
新規就業者技術習得管理施設	㉘農林水産物集出荷貯蔵施設	1 2	1 4	1 7	3 0	3 3			
	㉙新規就農者技術習得管理施設	1 4							
	㉚林業技術研修施設	2 5							
(2) 生活環境施設の整備 (法第5条第2項第2号ロ)									
簡易給排水施設	㉛簡易給水施設	4	2 3						
	㉜簡易排水施設	4	2 3	2 8					
	㉝飲雑用水施設	1 1	2 2	2 8					
防災安全施設	㉞防災安全施設	7	1 1	2 2	2 8				
農山漁村定住促進施設	㉟農山漁村定住促進施設	2 9							
(3) 地域間交流拠点の整備 (法第5条第2項第2号ハ)									
地域資源活用総合交流促進施設	㊱都市農山漁村総合交流促進施設	4	1 9	2 5	2 8				
	㊲廃校・廃屋等改修交流施設	4	2 1	2 5	2 8				
	㊳受入機能強化施設	4	3 3						
	㊴交流活動基盤施設	1 1	2 2						
	㊵木材利活用促進施設	1 6	2 7						
	㊶地域資源活用交流促進施設	1 9	2 8						
	㊷地域連携販売力強化施設	1 4	2 6	2 8					
農林漁業体験施設	㊸農林漁業体験施設	4	5	1 1	1 9	2 2	2 5	2 6	2 8
自然環境等活用交流学習施設	㊹農山漁村体験施設	1 9	2 5	2 6	2 8				
	㊺自然環境保全・活用施設	4	1 1	2 1	2 2	2 5	2 6	2 8	
	㊻宿泊体験活動受入拠点施設	4							
	㊼教養文化・知識習得施設	2 0	2 5	2 6	2 8				
(4) その他省令で定める事業 (法第5条第2項第2号ニ)									
遊休農地解消支援	㊽遊休農地解消支援	1	2						

地域資源活用起業支援施設	㊸地域資源活用起業支援施設	1 8	2 8						
地域資源循環活用施設	㊹リサイクル施設	1 4	2 5	2 8					
	㊺自然・資源活用施設	1 4	2 5	2 8	3 1				
地域住民活動支援促進施設	㊻高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設	2 4	2 5	2 8					
	㊼健康管理等情報連絡施設	2 4							
	㊽船舶離発着施設	2 8							
土地利用調整	㊾土地利用調整	1 0							
農地等補完保全整備	㊿産地振興追加補完整備	1 2							
	㊽小規模農林地等保全整備	3	5	7	1 1	1 3	2 1	2 2	3 2
景観・生態系保全整備	㊽景観・生態系保全整備	3	1 1	2 2	2 5	2 8			
新規需要米生産製造連携支援	㊽新規需要米生産製造連携支援	3 0							

2 要件類別

要件 類別	事業実施主体	交付額算定交付率	要 件
1	都道府県、都道府県農業会議又はNPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定による特定非営利活動法人をいう。以下この別表において同じ。）	1/2	都道府県内の市町村又は団体等において別表の1の事業メニュー欄の㊸の遊休農地解消支援及び同表の1の要件類別欄に5が掲げられている事業メニュー欄の事業のいずれかが実施され、又は実施されると見込まれること。
2	市町村、農業協同組合、森林組合、地方公共団体等が出資する法人（農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。以下この別表において同じ。）、農業委員会又はNPO法人	1/2	1 遊休農地（統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて行われている農業センサスで用いている耕地（農作物の栽培を目的とする土地をいう。）のうち、過去1年間以上作物を栽培せず、かつ、今後数年の間に再び耕作を行う明示的な意思のない土地として耕作放棄地に分類されている耕地をいう。以下この別表において同じ。）の解消を通じて農地の有効利用及び地域振興が図られること。 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
3	市町村、土地改良区、農業協同組合又は農林漁業者等の組織する団体（農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。以下この別表において同じ。）（法人に限る。）	1/2 （沖縄県は2/3以内、奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島をいう。以下この別表において同じ。）は5.2/10以内）	1 良好な景観形成に積極的に取り組んでいる地域であること。 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
4	都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者（民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第5項の選定事業者をいう。以下この別表において同じ。）又はNPO法人（農村振興局長が別に定める基準に該当するものに限る。） ただし、農村振興局長が別に定める場合にあつては、その定めるところによるものとする。	1/2（沖縄県は、2/3） ただし、NPO法人が事業実施主体である場合にあつては、農村振興局長が別に定める率	1 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第5条第1項に規定する市町村計画（交付対象計画の決定がなされた年度内に作成されることが確実に見込まれるものを含む。）に定める整備地区の区域であること。ただし、農村振興局長が別に定める場合はこの限りではない。 2 別表の1の事業メニュー欄の㊸の簡易給水施設、㊹の簡易排水施設、㊺の受入機能強化施設及び㊻の宿泊体験活動受入拠点施設の整備については、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
5	市町村、土地改良区、農業協同組合、農地保有合理化法人（一般社団法人又は一般財団法人で農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この別表において「基盤強化法」という。）第4条第2項の規定する農林水産省令で定める要件に該当するものをいう。以下	1/2 （沖縄県は2/3） ただし、事業メニュー欄の㊼の小規模農林地等保全整備のうち農村振興局長が別に定めるものについては定額	1 遊休農地の解消を通じて農地の有効利用及び地域振興が図られること。 2 受益地は、農業振興地域のうちの農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）とし、遊休農地のほか、これと一体的に整備することが必要な隣接農地を含むこととする。ただし、市民農園の整備、教育ファームの整備等その整備が農業生産を主たる目的としない場合は、この限りでない。 3 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

	この別表において同じ。)、農地利用集積円滑化団体(市町村、農業協同組合(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行うものに限る。))又は一般社団法人若しくは一般財団法人で基盤強化法第4条第3項第1号に規定する農林水産省令で定める要件に該当するものをいう。以下この別表において同じ。)、地方公共団体等が出資する法人又は農林漁業者等の組織する団体 ただし、農村振興局長が別に定める場合にあつては、その定めるところによるものとする。		
6	市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地保有合理化法人(市町村又は農業協同組合たる農地保有合理化法人を除く。)、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者	1/2 (次の(1)から(7)の要件のいずれかに該当する地域(以下この別表において「六法指定地域等」という。))は5.5/10、沖縄県は8/10、奄美群島は6/10) (1) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村(以下この別表において単に「振興山村地域」という。) (2) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)の全部又は一部の地域(以下この別表において単に「過疎地域」という。) (3) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の全部又は一部の地域(以下この別表において単に「離島地域」	土地改良法(昭和24年法律第195号)、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)、土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)その他の法令に定めるもののほか、次のいずれかの要件を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。なお、2の要件による本要件類別に該当する事業に係る交付対象計画の決定は、平成21年度までとする。 1 別表の1の事業メニュー欄の①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の暗きょ排水、④の客土、⑤の区画整理のいずれか、又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であり、かつ、担い手(農村振興局長が別に定める基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体をいう。以下この別表において同じ。))への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれること。 2 地域水田農業ビジョン(米政策改革基本要綱(平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知)第I部の第5に基づき作成する地域の水田農業全体のビジョンをいう。以下この別表において同じ。))に即して、事業メニュー欄の①の農業用排水施設、③の暗きょ排水、④の客土、⑥の農地造成、⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であること。 ただし、地域水田農業ビジョンに即して、事業メニュー欄の③の暗きょ排水、④の客土及び⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であつて、これらの受益面積の合計がおおむね5ha未満であるもののうち、その受益地に係る一定団地(受益地と一体的に営農がなされている農地をいう。以下この別表において同じ。)の農地面積が5ha以上であつて、当該一定団地に係る農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下この別表において「担い手農地利用集積率」という。)が25%以上であり、かつ、当該事業の実施により、これらの担い手への農用地の利用集積が次のとおり増加する場合は、この限りでない。 ① 交付対象計画の決定(実施要綱第4の2の交付金の交付対象となる活性化計画の決定をいう。以下この別表において同じ。))時における担い手農地利用集積率が25%以上50%未満の場合にあつては、10ポイント以上増加すること。 ② 交付対象計画の決定時50%以上55%未満の場合にあつては、60%以上となること。 ③ 交付対象計画の決定時55%以上90%未満の場合にあつては、5ポイント以上増加すること。 ④ 交付対象計画の決定時90%以上95%未満の場合にあつては、95%以上となること。

		という。) (4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部の地域(以下この別表において単に「半島地域」という。) (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域(以下この別表において単に「特定農山村地域」という。) (6) 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する特別豪雪地帯(以下この別表において単に「特別豪雪地帯」という。) (7) 急傾斜地畑地帯(受益地域内の畑地における平均傾斜度が15度以上の地域をいう。以下この別表において同じ。)	⑤ 交付対象計画の決定時95%以上の場合にあっては、担い手への利用集積が図られること。 3 事業メニュー欄の①の農業用排水施設、②の農業用道路、③の暗きょ排水、④の客土、⑤の区画整理、⑥の農地造成及び⑧の農用地保全のいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う事業であって、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積が5ha以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等(農村振興局長が別に定める農地をいう。以下本要件類別欄において同じ。)の面積の合計面積の割合が6%以上(ただし、担い手農地利用集積率が交付対象計画の決定時において50%以上の場合にあっては、3%以上)となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれること。 4 事業メニュー欄の②の農業用道路、⑤の区画整理、⑥の農地造成、⑦の交換分合及び⑧の農用地保全にあっては、上記1から3までによるほか、②の農業用道路及び⑤の区画整理にあっては2により行う事業、⑥の農地造成及び⑧の農用地保全にあっては1により行う事業、⑦の交換分合にあっては、1、2又は3により行う事業と併せ行うこと。
7	市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地保有合理化法人(市町村又は農業協同組合たる農地保有合理化法人を除く。)、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 ただし、農村振興局長が別に定める場合においては、その定めるところによるものとする。	1/2 (六法指定地域等は5.5/10、沖縄県は8/10、奄美群島は6/10)	以下のいずれかの要件を満たすとともに、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。 1 別表の1の事業メニュー欄の⑩の農業集落道、⑨の営農飲雑用水施設及び⑭の防災安全施設にあっては、要件類別欄の6の要件欄の1、2又は3により行う事業と併せ行うこと。 2 事業メニュー欄の⑨の土地改良施設保全のうち農村振興局長が別に定めるものについては受益面積がおおむね5ha以上であること。ただし、次の場合は、この限りでない。 ア 要件類別欄の6の要件欄の1により行う事業と併せ行うものであって、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であり、かつ、担い手への農地利用集積等又は農業用排水施設等の整備・保全が見込まれる場合 イ 要件類別欄の6の要件欄の3により行う事業と併せ行うものであって、これらの受益面積の合計又は受益地に係る一定団地の農地面積がおおむね5ha以上であり、受益面積に占める耕作放棄地等の面積の合計面積の割合が6%以上(ただし、担い手農地利用集積率が交付対象計画の決定時において50%以上の場合にあっては3%以上)となり、かつ、交付対象計画期間中にそれらの耕作放棄地等の活用が見込まれる場合 3 事業メニュー欄の⑨の土地改良施設保全のうち農村振興局長が別に定めるものにあっては、地域水田農業ビジョンに即して行うものであり、かつ、要件類別欄の6の要件欄の2により行う事業と併せ行うも

			のであって、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であること。 4 事業メニュー欄の⑨の土地改良施設保全のうち農村振興局長が別に定めるものにあつては、地域水田農業ビジョンに即して行うものであり、かつ、要件類別欄の6の要件欄の2により行う事業と併せ行うこと。 5 事業メニュー欄の⑩小規模農林地等保全整備にあつては、要件類別欄の6の要件欄の3により行う事業と併せ行うこと。 6 事業メニュー欄の⑨の土地改良施設保全のうち農村振興局長が別に定めるものにあつては、市町村によって地域間交流の拠点施設とその他の地域資源の間を結ぶルートが計画され、この計画に沿って行われる整備延長の合計が1km以上であること。
8	都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地保有合理化法人（市町村及び農業協同組合たる農地保有合理化法人を除く。）、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者 ただし、事業の内容ごとに農村振興局長が別に定めるものとする。	1/2	別表の1の事業メニュー欄の①から⑧までの事業の実施地区（実施予定地区を含む。以下この別表において「基盤整備地区」という。）において実施することとし、農村振興局長が別に定める要件のほか、次のいずれかの要件を満たすこと。 1 要件類別欄の6の要件欄の1若しくはこれと併せ行う要件欄の4又は要件類別欄の7の要件欄の1若しくは要件欄の2（同要件ただし書きのイによるものを除く。）により行う事業と併せ行い、かつ、次の要件を満たすこと。 (1) 生産基盤整備事業等（事業メニュー欄の①から⑧又は⑩、⑬及び⑭を行うものをいう。以下この別表において同じ。）の完了時において、担い手農地利用集積率が次のとおり増加することが見込まれること。 ア 交付対象計画の決定時20%未満の場合にあつては、30%以上となること。 イ 交付対象計画の決定時20%以上50%未満の場合にあつては、10%ポイント以上増加すること。 ウ 交付対象計画の決定時50%以上55%未満の場合にあつては、60%以上となること。 エ 交付対象計画の決定時55%以上90%未満の場合にあつては、5%ポイント以上増加すること。 オ 交付対象計画の決定時90%以上95%未満の場合にあつては、95%以上となること。 カ 交付対象計画の決定時95%以上の場合にあつては、担い手への利用集積が図られること。 キ 担い手に農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号。以下この別表において「農地法」という。）第2条第3項の規定による農業生産法人をいう。）を除く法人を位置付けた場合にあつては、当該法人に係る担い手農地利用集積率が30%以上となること。 (2) 生産基盤整備事業等の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。 ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。以下この別表において同じ。）数の全農家戸数に占める割合が、アクションプログラム（担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3の（1）のオに規定するアクションプログラムをいう。）に定める目標割合以上となること。 イ 認定農業者数が交付対象計画の決定時に比べ30%以上増加すること。 (3) 市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画（戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2200号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）別紙1の第5の1に規定する基盤整備関連経営体育成等促進計画をいう。以下この別表において単に「促進計画」という。）に定める目標年度までに基盤整備地区内に農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体（以下「高度経営体」という。）が一以上育成されることが確実と見込まれること。 2 要件類別欄の6の要件欄の1若しくはこれと併せ行う要件欄の4又は要件類別欄の7の要件欄の1若しくは要件欄の2（同要件ただし書

			きイによるものを除く。)により行う事業と併せ行い、かつ、次の要件を満たすこと。 (1) 生産基盤整備事業等の完了時において、担い手の経営等農用地のうち、農村振興局長が別に定める集積団地要件を満たす農用地面積の割合(以下「担い手農地面的集積率」という。)が次のとおり増加することが見込まれること。 ア 交付対象計画の決定時13%未満の場合にあっては、20%以上となること。 イ 交付対象計画の決定時13%以上35%未満の場合にあっては、7%ポイント以上増加すること。 ウ 交付対象計画の決定時35%以上38.5%未満の場合にあっては、42%以上となること。 エ 交付対象計画の決定時38.5%以上63%未満の場合にあっては、3.5%ポイント以上増加すること。 オ 交付対象計画の決定時63%以上66.5%未満の場合にあっては、66.5%以上となること。 カ 交付対象計画の決定時66.5%以上の場合にあっては、これらの担い手への面的集積が図られること。 (2) 促進計画に定める目標年度までに基盤整備地区内に高度経営体が一以上育成されることが確実と見込まれること。 3 要件類別欄の6の要件欄の3若しくはこれと併せ行う要件欄の4又は要件類別欄の7の要件欄の2(同要件ただし書きのイによるものに限る。)若しくは要件欄の5により行う事業と併せ行い、かつ、市町村耕作放棄地解消等基盤整備基本構想(耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第2048号農林水産事務次官依命通知)第4の1に規定する耕作放棄地解消等基盤整備基本構想をいう。)を踏まえて実施すること。
9	市町村、農業協同組合、土地改良区又は土地改良事業団体連合会	1/2 (六法指定地域等は5.5/10、沖縄県は8/10、奄美群島は6/10)	1 受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、実施後3年以内に農地整備事業等(戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領別紙1の第3の1に規定する事業、特定地域振興生産基盤整備事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2243号農林水産省生産局長・農村振興局長通知)別紙1の第3の1に規定する事業、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号農林水産省生産局長・農村振興局長・林野庁長官・水産庁長官通知)別紙1の第3の1に規定する事業又は別表の1の事業メニュー欄の⑤の区画整理に着手することが確実と見込まれること。 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
10	市町村、農業協同組合、土地改良区、農地保有合理化法人、土地改良事業団体連合会、農業委員会、その他農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則(平成19年農林水産省令第65号)第3条第4号の規定に基づき計画主体が指定した者(以下この別表において単に「計画主体が指定した者」という。)	1/2 (六法指定地域等は5.5/10、沖縄県は8/10、奄美群島は6/10)	受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、換地計画を定める土地改良事業若しくは交換分合の着手の見込みが確実である、又は農用地の集積団地が見込まれるものであって、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
11	都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、地方公共団体等が出資する法人又は農林漁業者等の組織する団体	1/2 (次の(1)から(6)の要件のいずれかに該当する地域(以下この別表において「五法指定地域等」という。))は5.5/10、沖縄県は2/3) (1) 振興山村地域	1 環境創造区域(田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について(平成14年2月14日付け13農振第2513号農林水産省農村振興局長・生産局長通知)の第3の1の(3)のイに規定する環境創造区域をいう。以下この別表において同じ。)であること。 2 地域住民等による土地改良施設(土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設をいう。以下この別表において同じ。)等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること。 3 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

		(2) 過疎地域 (3) 離島地域 (4) 半島地域 (5) 特定農山村地域 (6) 上記(1)から(5)に準ずる地域であって、人口が相当程度減少し、かつ、高齢化が著しく進行している地域など計画主体が特に必要と認める地域	
1 2	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人 ただし、農村振興局長が別に定める場合にあつては、その定めるところによるものとする。	1/2 （六法指定地域等は5.5/10、沖縄県は8/10、奄美群島は6/10） ただし、別表の1の事業メニュー欄の㉔の産地振興追加補完整備うち、農村振興局長が別に定めるもの並びに事業メニュー欄の㉕の高生産性農業用機械施設、㉖の農林水産物処理加工施設及び㉗の農林水産物集出荷貯蔵施設については、1/2	1 担い手の育成・確保手法、担い手を中心とした産地の体質強化の道筋、実需者との連携のための取組等が明らかにされている次に掲げるいずれかの計画が策定されている地域であること。 (1) 市町村、農業協同組合又は農業者等の組織する団体等が、果樹、野菜等の品目を定めて策定する産地の育成強化のための計画 (2) 戦略的産地振興支援事業実施要綱（平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(2)に掲げる戦略的産地振興計画 (3) 地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に基づき作成するビジョンをいう。） 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
1 3	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人（農山漁村の活性化等をその目的とする法人に限る。以下この別表において同じ。）、農業委員会又は計画主体が指定した者（農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。以下この別表において同じ。）	1/2（沖縄県は2/3） ただし、農村振興局長が別に定める場合にあつては5.5/10以内（沖縄県は2/3以内）	1 対象地域は、五法指定地域等とし、農村振興局長が別に定めるものとする。 2 受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条に定める要件に満たない事業をいう。以下この別表において同じ。）以下であること。
1 4	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、一般	1/2（沖縄県は2/3） ただし、別表の1の事業メニュー欄の㉘の農林水産物運搬施設については4/10（沖縄県にあつては2/3）、㉙の高生産性農業用機械施設のうち「農業用機械施設の補	1 対象地域は、五法指定地域等とし、農村振興局長が別に定めるものとする。 2 別表の1の事業メニュー欄の㉘の農業経営改善安定機械施設については、原則として、事業実施主体が当該施設を利用する農業者にリースすることを条件とし、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

	社団法人若しくは一般財団法人、農業委員会、P F I 事業者（別表の1の事業メニュー欄の㊸の地域連携販売力強化施設及び㊸のリサイクル施設に限る。）又はその他計画主体が指定した者 ただし、農村振興局長が別に定める場合においては、その定めるところによるものとする。	助対象範囲の基準について」（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長・農蚕園芸局長・畜産局長・食品流通局長・林野庁長官通知。以下「局長通知」という。）の別表第1に掲げる農業用機械（水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールペーラー、家畜ふん尿処理機械を除く。）については1/3（沖縄県にあっては2/3）、㊸の高生産性農業用機械施設のうち局長通知の別表第1に掲げる水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールペーラー、家畜ふん尿処理機械、局長通知の別表第4に掲げる農業用施設、㊸の農林業基盤整備用機械及び㊸の乾燥調整貯蔵施設のうち飼料調製貯蔵施設については4.5/10（沖縄県にあっては2/3）。また、農村振興局長が別に定める場合においては、その定める率	
1 5	市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は計画主体が指定した者	1/2（沖縄県は2/3）	1 対象地域は、五法指定地域等とし、農村振興局長が別に定めるものとする。 2 林道開設は、都道府県有林以外の民有林を主たる開発対象とするものとし、その規模は、自動車道では利用区域の森林面積が概ね10ha以上100ha未満、1路線の延長が200m以上とし、軽車道では利用区域の森林面積がおおむね10ha以上 100ha未満であること。 3 自動車道における改良工事の規模は利用区域の森林面積がおおむね10 ha以上100ha未満であること。
1 6	市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は計画主体が指定した者 ただし、農村振興局長が別に定める場合において	1/2（沖縄県は2/3） ただし、別表の1の事業メニュー欄の㊸の林業機械施設については4.5/10（沖縄県は2/3）	1 対象地域は、五法指定地域等とし、農村振興局長が別に定めるものとする。 2 別表の1の事業メニュー欄の㊸の木材利活用促進施設の整備については、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

	は、その定めるところによるものとする。		
17	市町村、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は計画主体が指定した者	1/2(沖縄県は2/3) ただし、別表の1の事業メニュー欄の㉔の種苗生産・蓄養殖施設のうち保管作業施設については4.5/10(沖縄県は2/3)、㉔の種苗生産・蓄養殖施設のうち施肥防除施設及び㉔の農林水産物集出荷貯蔵施設のうち製氷冷蔵施設については4/10(沖縄県は2/3)	対象地域は、五法指定地域等とし、農村振興局長が別に定めるものとする。
18	市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は計画主体が指定した者	1/2(沖縄県は2/3)	対象地域は、五法指定地域等とし、農村振興局長が別に定めるものとする。
19	都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、PFI事業者又は計画主体が指定した者	1/2(沖縄県は2/3)	対象地域は、五法指定地域等とし、農村振興局長が別に定めるものとする。
20	都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、教育委員会又は計画主体が指定した者	1/2(沖縄県は2/3)	1 対象地域は、五法指定地域等とし、農村振興局長が別に定めるものとする。 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
21	市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、森林組合、森林組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は計画主体が指定した者	1/2(沖縄県は2/3)	1 対象地域は、五法指定地域等とし、農村振興局長が別に定めるものとする。 2 別表の1の事業メニュー欄の㉗の小規模農林地等保全整備のうち農村振興局長が別に定めるものにあつては、集落または基幹施設周辺の5ha未満とする。 3 別表の1の事業メニュー欄の㉗の小規模農林地等保全整備の受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級以下とする。
22	都道府県、市町村、土地改良区又は計画主体が指定した者	5.5/10(沖縄県は2/3)	1 対象地域は、五法指定地域等とし、農村振興局長が別に定めるものであるとともに、以下のいずれかの要件を満たす地域であること。

	た者		(1) 以下のア及びイの要件をすべて満たす地域 ア 市町村が行う土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置がなされている市町村の区域。 イ 環境創造区域 (2) 勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域。 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
2 3	市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、土地改良区、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は計画主体が指定した者	1/2 (沖縄県は2/3) ただし、別表の1の事業メニュー欄の⑩農業集落道のうち農村振興局長が別に定める場合にあっては、5.5/10(沖縄県は2/3)	1 対象地域は、五法指定地域等とし、農村振興局長が別に定めるものとする。 2 別表の1の事業メニュー欄の⑨の簡易給水施設及び⑨の簡易排水施設の整備については、農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
2 4	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は計画主体が指定した者	1/2(沖縄県は2/3) ただし、別表の1の事業メニュー欄の⑬の健康管理等情報連絡施設のうち情報端末機器については4.5/10(沖縄県は2/3)	1 対象地域は、五法指定地域等とし、農村振興局長が別に定めるものとする。 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
2 5	都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、地方公共団体が出資する法人又は流域森林・林業活性化センター	1/2(沖縄県は2/3)	特定市町村等の要件等について（平成17年3月23日付け16林整計第343号林野庁長官通知）における特定市町村又は準特定市町村であって、次のいずれかの地域に該当するものであること。 1 振興山村地域 2 過疎地域 3 特定農山村地域であって、林野面積の占める比率が75%以上、かつ、人工植栽に係る森林面積の占める比率が当該地域をその区域に含む都道府県の平均以上であるもの。
2 6	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人又はPFI事業者	1/2(沖縄県は2/3) ただし、農村振興局長が別に定める場合にあっては、その定める率	1 原則として森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第6条第3項の規定に基づく森林保健機能増進計画の認定を受けた地域又は認定を受けることが確実と認められる地域において実施するものとする。ただし、農村振興局長が別に定める施設は、この限りではない。 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
2 7	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合又はPFI事業者	1/2	1 地域産の木材の利用促進に資するものとし、波及効果の高い施設とすること。 2 この事業により整備する施設は原則として地域産の木材を利用すること。 3 木質内装整備の対象が国庫補助事業により建設された施設である場合には、原則として、建設されてから10年を経過したもので、かつ、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数をいう。）の残存期間が10年以上ある施設であること。 4 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
2 8	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第24号）第2条に規定する水	1/2(沖縄県は2/3)	1 原則として、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の背後集落及び漁業センサス（指定統計第67号）の対象となる漁業集落を対象とするものとする。ただし、農村振興局長が別に定める場合は、この限りではない。 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

	産業協同組合をいう。)、中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。）、地方公共団体等が出資する法人又は農林漁業者等が組織する団体		
29	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、又は計画主体が指定した者	1/2(沖縄県は2/3)	1 整備する施設は、事業実施主体が所有又は使用权を有し、新たに農林漁業又は農林漁業関係の地場産業等に従事し、地域に定住しようとする者に貸し付けるものであること。 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
30	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、農業委員会又はその他計画主体が指定した者	1/2	1 本要件類別に該当する事業のために生産される新規需要米は、生産製造連携事業計画（案）の事前確認に係る手続について（平成21年3月31日付け20総食第1050号農林水産省総合食料局長通知）第5の1に基づく事前確認を受けて適当と認められた生産製造連携事業計画（案）（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第3条第1項に基づく米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針（平成21年農林水産省告示第1112号）の公表前に適当と認められたものに限る。）又は同法第5条第3項の認定生産製造連携事業計画において定められた水田で生産されたものであることを基本とすること。 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
31	都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、PFI事業者、NPO法人又は計画主体が指定した者	1/2 （次の(1)から(6)までのいずれかに該当する地域は5.5/10、離島地域、奄美群島又は沖縄県は2/3) (1) 振興山村地域 (2) 過疎地域 (3) 半島地域 (4) 特定農山村地域 (5) 特別豪雪地帯 (6) 上記(1)から(5)に準ずる地域であって、人口が相当程度減少し、かつ、高齢化が著しく進行している地域など計画主体が特に必要と認める地域	1 施策の実施区域が農業振興地域内の区域又は農業振興地域以外の区域であって農業振興地域内の区域と一体的に整備することが相当と認められる区域であること。 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
32	都道府県（農地法第51条第3項の規定により都道府県知事が処理することとされている事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた場合にあっては、当該市町村（当該事務を同法第180条の2の規定により当該市町村から当該市町村の農業委員会に委任された場合にあっては、当該農業委員会）	1/2	1 農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けることなく農地を農地以外のものにすることにより、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合であること。 2 農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けることなく農地以外のものにされた土地について、事業実施主体が自ら同法第51条第1項に規定する原状回復等の措置を講ずるものであること。 3 その他農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。
33	都道府県又は市町村	定額又は3/10以内	農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること。

	ただし、農村振 興局長は別に定め る場合にあつては、 その定める率とす る。	
--	--	--

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計 画 主 体 名	計 画 期 間

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス

【記入要領】

計画主体名

・市町村名にはふりがなをふること

計画期間

・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。

連絡先

・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

メールアドレス

・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。

・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標		増 加 率 等 の 算 出
	増加率等	
事業活用活性化計画目標の設定根拠		
事業活用活性化計画目標		増 加 率 等 の 算 出
	増加率等	
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

事業活用活性化計画目標の設定について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用するに当たっては、実施要領の別紙に定める事業活用活性化計画目標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。目標の設定に当たっては各項目毎に以下に定めるところによるものとする。

目標番号	事業活用活性化計画目標の項目及び設定の考え方
1	定住人口の確保
	設定する目標は計画区域における転出入割合の増加とし、次により求めることとする。 計画区域における定住人口の確保(ポイント)＝(計画期間内の転出入割合(％)(目標)－計画期間前※注3の転出入割合(％)(現状)) 注1 転出入割合＝転入人口÷転出人口×100(四捨五入により小数点第2位まで求める。また、転出人口が「0」の場合は「1」として計算する。) 2 転出入は計画区域の転入人口 3 計画期間と同じ年数とする。
2	交流人口の増加
	設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加率とし、次により求めることとする。 計画区域における交流人口の増加(％)＝計画期間内の計画区域外からの入込客数(人)(目標)÷計画期間前※注3の計画区域外からの入込客数(人)(現状)×100－100 注:1 計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、全てを含めた入込客とする。 2 四捨五入により小数点第2位まで求める。 3 計画期間と同じ年数とする。
3	滞在者数及び宿泊者数の増加
	設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加率とし、以下により求めることとする。 計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加(％)＝(計画期間の滞在者数及び宿泊者数(人)(目標)÷計画期間前※注2の滞在者数及び宿泊者数(人)(現状))×100－100 注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。 2 計画期間と同じ年数とする。 3 計画期間前の滞在者数及び宿泊者数が「0」の場合は「1」として計算する。

4	地域産物の販売額の増加
	設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加率とし、以下により求めることとする。 計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加(%)＝(計画期間内の地域産の農林水産物の販売額(千円)(目標)÷計画期間前※注2の地域産の農林水産物の販売額(千円)(現状))×100－100 注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。 2 計画期間と同じ年数とする。
5	地域産物の販売量の増加
	設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加率とし、以下により求めることとする。 計画区域において生産された農林水産物の販売量の増加(%)＝(計画期間内の地域産の農林水産物の販売量(t)(目標)÷計画期間前※注2の地域産の農林水産物の販売量(t)(現状))×100－100 注1 四捨五入により小数点第2位まで求める。 2 計画期間と同じ年数とする。 3 地域産の農林水産物の販売量について、その種類が多様であることから合計の増加率を設定することが適当でない場合は本交付金の活用により販売量の増加が見込まれる代表の農林水産物の販売量について記入すること。
6	定住等の促進に資する遊休農地の解消
	設定する目標は計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積とし、以下により求めることとする。 計画区域における遊休農地の解消に向けた調査面積(ha)＝計画期間内の計画区域における遊休農地の実態等の調査対象面積(ha)
7	定住等の促進に資する遊休農地の解消
	設定する目標は計画区域における遊休農地の解消面積とし、以下により求めることとする。 計画区域における遊休農地の解消面積(ha)＝計画期間内の計画区域における土地条件整備による遊休農地の解消面積(ha)
8	定住等の促進に資する担い手への農地利用集積
	設定する目標は計画区域における担い手への農地利用集積率の増加とし、以下により求めることとする。 計画区域における担い手への農地利用集積率の増加(ポイント) ＝(計画期間終了時の事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)÷事業の受益面積(ha))(目標)×100 －(事業実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)÷事業の受益面積(ha))(現状)×100 注1 担い手とは、農村振興局長が別に定める基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体とする。 2 担い手への農地利用集積率とは、対象事業の受益面積(ha)に占める担い手の経営等農用地(所有権若しくは利用権に基づき又は農作業受託により集積された農用地をいう。)面積(ha)の割合とする。(四捨五入により小数点第2位まで求める)

9	定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能の確保
	設定する目標は計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積とし、以下により求めることとする。 計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha)＝計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された農地の面積(ha)
10	定住等の促進に資する基盤整備の円滑化
	設定する目標は計画区域における区画整理事業又は交換分合着手までの年数とし、以下により求めることとする。 計画区域における区画整理事業又は交換分合着手までの年数(年)＝事業実施後、区画整理事業又は交換分合の着手までの年数(年)
11	定住等の促進に資する農用地の集団化
	設定する目標は計画区域における分散された農地が集団化される割合とし、以下により求めることとする。ただし、農地が集団化される場合に代えて農村振興局長が別の場合を定める場合には、その割合を目標とし、農村振興局長が別に定めるところにより求めることとする。 計画区域における農地の集団化率(%)＝(計画期間前の事業実施地区の団地数－計画期間終了時の団地数)÷(計画期間前の事業実施地区の団地数－地区内の耕作者数)×100 注:四捨五入により小数点第2位まで求める。
12	農山漁村景観を活かした取組の増加
	設定する目標は計画区域における農山漁村景観に関する活動数の増加とし、以下により求めることとする。 計画区域における事業の実施を契機とした農山漁村景観の維持・保全・利活用等の活動数の増加数(回) ＝計画期間内の活動数(回)－計画期間前※注1の活動数(回) 注:1 計画期間と同じ年数とする。 2 農山漁村景観に関する活動とは、交付対象事業により整備した施設等の保全・維持管理等に関する活動、農山漁村景観の維持・保全に資する活動及び農山漁村景観の利活用等を行う活動をいう。
13	自然環境の保全・再生に向けた取組の増加
	設定する目標は計画区域における環境創造に資する取組数の増加とし、以下により求めることとする。 計画区域内における事業の実施を契機とした環境創造に資する取組数の増加数(回)＝計画期間内の取組数(目標)－計画期間前※注1の取組数 注:1 計画期間と同じ年数とする。 2 環境創造に資する取組とは、ビオトープの管理活動等の自然環境の保全・再生を目的とした地域住民等による活動をいう。

14	定住者又は来訪者の安全確保
	設定する目標は計画区域における一時避難場所の面積の増加率とし、以下により求めることとする。
	$\text{計画区域における一時避難場所面積増加率(\%)} = \frac{\text{計画期間終了時の一時避難広場面積(m}^2\text{)(目標)}}{\text{計画作成時の一時避難広場面積(m}^2\text{)(現在)}} \times 100 - 100$
	注: 四捨五入により小数点第2位まで求める。

注 現状の数値は直近の数値とし、前年度実績等により記入することとする。

Ⅱ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
合 計										

- 【記入要領】
- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
 - ・創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
 - ・事業メニューには、実施要領の別表の事業メニュー名を記入すること。
 - ・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
 - ・事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
 - ・事業規模は、施設毎の棟数と床面積、農道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
 - ・実施期間は、原則として3年以内とすること。
 - ・活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

【添付資料】
(別添)融資主体型支援助成対象者調書

(別添)

融資主体型支援助成対象者調書

〇〇地区活性化計画（〇〇県〇〇市町村）

N0	助成対象者名	住 所	代表者名

☐ ☐ ☐ ☐

1 ☐ 助成対象者の概要

- 1 農林漁業者等の組織する団体
①農業生産法人 ②農事組合法人 ③その他
2 参入法人

(注) 該当する経営体の□にチェックを入れること。

2 整備内容等

N0	整備内容 (機械施設名、規模、台数等)	実施 年度	着工（契約） 予定年月日	竣工予定年月日	農業機械の保管住所、施設の設置住所
1					
2					
3					

3 資金調達計画

N0	事業費(円) A	資金調達計画（円）				助成率 (%) B/A	融資 率(%) C/A	担 保 措 置 の	備 考 (助成限度率等)
		助 成 金 B	融 資 C	自己資金	その他				
1									
2									
3									
計									

(注) 整備施設を融資のための担保に供する場合は、□にチェックを入れること。

4 追加的信用供与支援の活用計画

項 目	資金調達のうち融資の概要	
	融 資 ①	融 資 ②
金 融 機 関 名		
融 資 名		
融資金額（円）		
償 還 年 数		
融資審査の進捗状況	借入予定 平成 年 月 日	借入予定 平成 年 月 日
農業信用基金協会に よる機関保証の利用	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない	追加的信用供与支援の活用を希望する 追加的信用供与支援の活用を希望しない

(注) いずれかの□にチェックを入れること。なお、機関保証利用の有無については、融資機関及び農業信用基金協会の審査によって希望に添えない場合があることに留意すること。

Ⅲ 他の施策との連携に関する事項

(交付対象事業別概要)

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等

- 【記入要領】
- ①交付対象となる事業のうち、実施要綱第11条に掲げる施策と連携して実施する事業にあつては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性について記載すること。

②連携する施策名には、実施要綱第11条に掲げる施策名を記載すること。

③事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。

④地区名には、事業の実施地区名を記入すること。

⑤必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

	項 目	記 入 上 の 注 意
1	様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び「事業活用活性化計画目標等」の項における事業活用活性化計画目標の設定数に応じた行の追加のみとすること。これ以外の変更（列の追加、セルの結合等）は絶対に行わないこと。
2	計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度（該当予算年度）を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても当初提出に係る年度のままとすること。
3	新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を（ ）にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4	都道府県名（コード）	「都道府県名」、「都道府県コード」の欄は、当該計画の計画主体が属する都道府県名及び当該都道府県の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。なお、北海道「010006」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「10006」として記入すること。
5	計画主体（コード）	「計画主体名」、「計画主体コード」の欄は、当該計画の計画主体名及び当該計画主体の全国地方公共団体コード（総務省）を記入すること。なお、札幌市「011002」のように、コードが「0」で始まっている場合「0」は省略し、「11002」として記入すること。 また、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記し、「計画主体コード」の欄は代表の地方公共団体コードを記入すること。
6	計画番号	1つの計画主体が複数の計画を作成する場合は、計画毎に番号を付し、当該番号をそれぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に記入すること。 例：計画主体が2つの計画を作成する場合はそれぞれの計画を「1」、「2」とし、それぞれの年度別事業実施計画の「計画番号」の欄に「1」又は「2」を記入すること。
7	ハード事業・ソフト事業	「ハード事業・ソフト事業の別」の欄は、ハード事業には「1」、ソフト事業には「2」を記入すること。 なお、ソフト事業は実施要領の別表の1の事業メニュー47及びこれと一体的に実施する創意工夫発揮事業（実施要綱の別表の（5）の創意工夫発揮事業をいう。以下同じ。）のみが対象となる。
8	整理コード	「整理コード」の欄のうち、「事業別内容」の「内訳」の項については1から順に連番を付し、「事業別内容」の「合計」の項については「999」とし、「事業活用活性化計画目標等」の項については「1001」から順に連番を付すこと。なお、「整理コード」の欄のうち、「①事業費計」、「④市町村附帯事務費」、「⑤都道府県附帯事務費」、「総合計（①+④+⑤）」の項については、「①事業費計」の項を「2001」とし、その後順に連番を付すこと。
9	市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
10	地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要綱の別表の（1）の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特別豪雪地帯、急傾斜地畑地帯、奄美群島及び沖縄とし、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
11	計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。
12	事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標は、別添の「事業活用活性化計画目標の設定について」に従って記入すること。 なお、「事業活用活性化計画目標等」の項の行数は目標の設定数に応じて追加すること。この場合「整理コード」の欄は連番を追加すること。
13	生産製造連携事業計画	米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第5条第3項の認定生産製造連携事業計画に従って実施する事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

	項 目	記 入 上 の 注 意
14	再生可能エネルギー供給施設整備事業	地域における温室効果ガス排出の削減方策等をまとめた計画に位置づけられる事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「１」を記入すること。
15	離島振興計画	離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第１項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「１」を記入すること。
16	輸出促進条件整備事業	輸出促進に資する事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「１」を記入すること。
17	耕作放棄地の解消に向けた取組	計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「１」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合とは、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第５条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第６条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。
18	地域再生計画	地域再生法（平成17年法律第24号）第５条第１項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「１」を記入すること。
19	総合化事業計画	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第５条第１項に規定する総合化事業計画に位置づけられている事業である場合は、連携施策ポイントとして「事業別内容」の項に「１」を記入すること。
20	事業メニュー番号	事業メニュー番号は、実施要領の別表の１のものとし、「創意工夫発揮事業」は「８０」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「８１」とすること。
21	事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領の別表の１事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ② 複数の施設等整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合には要件類別毎に一行で記入すること。 ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別にあつては、「要件類別番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 ③ 実施要領の別表の１の事業メニュー番号２０により活動火山対策特別措置法（昭和４８年法律第６１号）第８条第１項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。
22	要件類別番号	実施しようとする実施要領の別表の１の事業メニューに対応する要件類別の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別については、これらを一体的に行うことにより効果が増大される事業メニューに係る要件類別（複数の事業メニューの効果を増大する場合は代表の事業メニューの要件類別）を記入すること。
23	事業内容及び事業量	事業メニュー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 （例）「農道：Ｌ２００m、W４m」、「無人ヘリコプター２台、田植機１台」、「トマト処理加工施設：１棟、３００㎡」等 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 （例）「無人ヘリコプター１台」等
24	事業実施期間	事業メニュー毎に、当該事業の実施期間を記入すること。 （例）平成１９年度から平成２０年度まで実施する場合は「H19～H20」と記載
25	事業実施主体	事業実施主体の名称を記載すること。 （例）●●農業協同組合、●●農業生産有限公司、●●森林組合、●●漁業協同組合 等

	項 目	記 入 上 の 注 意
26	全体事業費	事業メニュー毎の総事業費を記入すること。
27	交付金額	事業メニュー毎の交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業毎の交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
28	交付額算定交付率	事業メニュー毎に、実施要綱及び実施要領の別表に定める交付額算定交付率を記入すること。
29	交付限度額	事業メニュー毎に、全体事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。
30	前年度まで	事業メニュー毎に、前年度までに実施した事業に係る事業費及び交付金額を記入すること。
31	本年度	事業メニュー毎に、本年度に予定している事業に係る事業費、交付金額、都道府県費、市町村費、その他（農協等事業実施主体負担等）、本年度末進捗率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 また、「仕入れに係る消費税相当額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を記入すること。
32	本年度までの累計	事業メニュー毎に、本年度までの累計の事業費及び交付金額を記入すること。
33	翌年度以降（予定）	事業メニュー毎に、翌年度以降の事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
34	備 考	備考欄には、事業を行うにあたって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類を添付すること。
35	①事業費計	「全体事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「事業費」、「交付金額」、「都道府県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」の合計をそれぞれ記入すること。
36	②ハード事業	「①事業費計」の欄のうちハード事業（実施要領の別表の１の事業メニュー番号４７及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」以外の事業メニュー）に係る経費を記入すること。 また、ハード事業のうち「創意工夫発揮事業（ハード事業と一体的に実施するもの）」及び「農山漁村活性化施設附帯事業」に係る経費の合計額をそれぞれ「創意工夫発揮事業」「附帯事業」の項に記入すること。
37	③ソフト事業	「①事業費計」のうちソフト事業（実施要領の別表の１の事業メニュー番号４７及びこれと一体的に実施する「創意工夫発揮事業」）に係る経費を記入すること。 また、ソフト事業のうち「創意工夫発揮事業（ソフト事業と一体的に実施するもの）」に係る経費の合計額を「創意工夫発揮事業」の項に記入すること。
38	④市町村附帯事務費	市町村附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は１／２以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年３月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年８月１日付け19企第104号農林水産省大臣官房長通知）」により定められていることに留意すること。
39	⑤都道府県附帯事務費	都道府県附帯事務費の額を記入すること。なお附帯事務費の交付率は１／２以内とし、その取り扱い等については農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年３月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）及び「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（平成19年８月１日付け19企第104号農林水産省大臣官房長通知）」により定められていることに留意すること。

	項 目	記 入 上 の 注 意
40	総合計 (①+④+⑤)	①事業費計、④市町村附帯事務費及び⑤都道府県附帯事務費の合計額を記入すること。
41	うちハード事業費 (②+④+⑤)	総合計のうちハード事業費を記入すること。
42	うちソフト事業費 (③)	総合計のうちソフト事業費を記入すること。
43	共同で計画作成を行う場合の内訳	計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であって、各々の計画主体毎に交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体毎の内訳を記入すること。 また、内訳の合計は、それぞれの項目毎に、②から⑤に計上される金額と一致することに留意すること。 なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。

Ⅳ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画

[illegible]

(参考様式2)

事前点検シート

【実施要領様式】

計画主体名			
計画期間 実施期間	～ ～	総事業費（交付金）	千円（ 千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか		
事業の推進体制は確立されているか		
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		
計画期間・実施期間は適切か		
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か		

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか） 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか		

施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか		
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		
建設・整備コストの低減に努めているか		
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）		
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）		
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		
施設用地が確保されている又は確保される見通しがっているか		
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 102 号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか		
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8262 号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第 1 の 2 の（4）のウの基準に照らし適正であるか		
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり 29 万円以内かつ延べ床面積 1,500 ㎡以内であるか		
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか		
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか		
1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか		
6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか		

事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か		
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）		
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか		
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）		

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。

（参考様式3） 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画

		計画 の 提出 年度	新規 変更 の 区別 新規 「1」 変更 「2」	都道府県		計画主体			ハード・ ソフト 事業 の 区別 ハード 「1」 ソフト 「2」	整理 コード	市町村名	地区名	地域指定状況										計画期間 最終年度	事業活用活性化 計画目標		他の施策との連携								全 体 計 画					
				名称	コード (地方公共 団体コード 番号(総務 省))	名称	コード (地方公共 団体コード 番号(総務 省))	計画 番号					山村 振興	過疎 地域	特定 農山村	半島 振興	離島 振興	豪雪 地帯	急傾 斜地	沖縄	奄美 群島	目標 番号		増減 率等	生産製造 連携計画	再生可能エ ネルギー供 給施設整備	離島振興 計画	輸出促進 条件整備	耕作放棄 地の解消 対策	地域再生 計画	総合化事 業計画	事 業 メニュー 番 号	事業メニュー名	要件 類別 番号	事業内容 及び 事業量	実施期間	事業実施主 体		
事業別内容	内 訳									1																										～			
											2																									～			
											3																									～			
											4																									～			
											5																									～			
											6																									～			
											7																									～			
											8																									～			
											9																									～			
											10																									～			
											11																									～			
											12																									～			
											13																									～			
										14																									～				
合計(F)									999																									～					
事業活用活性化計画目標等									1001																														
									1002																														
									1003																														
									1004																														
									1005																														
									1006																														
①事業費計(=(F))									2001																														
②ハード事業								1	2002																														
	創意工夫発揮事業							1	2003																														
	附帯事業							1	2004																														
	③ソフト事業							2	2005																														
	創意工夫発揮事業							2	2006																														
④市町村等附帯事務費									1	2007																													
⑤都道府県附帯事務費									1	2008																													
総合計(①+④+⑤)			1						2009																														
	うちハード事業(②+④+⑤)								1	2010																													
	うちソフト事業(③)								2	2011																													
共同で計画作成を行う場合の内訳																																							
〇〇町	事業費(ハード)								1																														
	市町村等附帯事務費								1																														
	事業費(ソフト)								2																														
	× × 県	事業費(ハード)							1																														
		都道府県附帯事務費								1																													
		市町村等附帯事務費								1																													
	事業費(ソフト)							2																															

注：記入に当たっては農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要(参考様式1)のⅣの記入要領によること。

[illegible]

(参考様式４)

事業活用活性化計画目標評価報告書

活性化計画名				
計画主体名	計画主体コード	計画番号	計画期間	実施期間
活性化計画の区域				

1 事業活用活性化計画目標の達成状況

事業活用活性化計画目標	目標値 A	実績値 B	達成率 (%) B / A	備 考

(コメント)

2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業メニュー名	事業内容及び事業量			事業実施主体
管理主体	事業着工年度	事業竣工年度	供用開始日	
事業の効果				

3 総合評価

(コメント)

4 第三者の意見

(コメント)

【 記入要領 】

- (1) 計画主体コード、計画番号は年度別事業実施計画に記入した番号とすること。
- (2) 「1 事業活用活性化計画目標の達成状況」のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由を記入すること。また、達成状況が低調である場合は実施要綱第8の2の(1)及び(2)に基づき改善計画を作成し、農林水産大臣に提出すること。
- (3) 「2 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果」は事業メニュー毎に作成すること。また、「事業の効果」には事業の実施により発現した効果（農山漁村の活性化に関連する効果）を幅広く記入すること。

(参考様式5)

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付決定前着工届

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 殿
(〇〇都道府県知事 殿)

事業実施主体 氏 名

印

平成〇〇年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付決定前着工届

平成〇年度に交付対象計画として決定された活性化計画に基づく下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工いたしたいので、お届けする。

記

- 1 活性化計画の名称
- 2 事業メニュー名及び事業量
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着工予定年月日
- 6 竣工予定年月日
- 7 交付決定前着工を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着工から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

- 注： 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる
- 2 事業実施主体が計画主体である場合は本届の提出先を当該都道府県又は市町村の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）とする。